

令和3年(2021年)3月紀北町議会定例会会議録

第5号

招集年月日 令和3年3月4日(木)

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 議 令和3年3月18日(木)

出席議員

1番	宮地 忍	2番	田島明良
3番	柴田洋巳	4番	岡村哲雄
5番	大西瑞香	6番	原 隆伸
7番	奥村 仁	8番	樋口泰生
9番	太田哲生	10番	瀧本 攻
11番	近澤チヅル	13番	家崎仁行
15番	平野隆久	16番	中津畑正量

欠席議員

14番 東 清剛

遅刻議員

12番 入江康仁

地方自治法第121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町長	尾上 壽一	副町長	中場 幹
会計管理者	脇 俊明	総務課長	上野 和彦
財政課長	水谷 法夫	危機管理課長	岩見 建志
企画課長	上ノ坊 健二	税務課長	直江 仁
住民課長	上村 毅	福祉保健課長	宮地 浩
環境管理課長	玉本 真也	農林水産課長	宮本 忠宜
商工観光課長	玉津 裕一	建設課長	宮原 俊也
水道課長	中村 吉伸	海山総合支所長	植地 俊文
教育長	中井 克佳	学校教育課長	世古 基樹
生涯学習課長	井土 誠	監査委員	松永 剛

職務の為出席者

議会事務局長	上野 隆志	書記	佐々木 猛
書記	久保 有謙	書記	家倉 義光

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

3番 柴田洋巳	4番 岡村哲雄
---------	---------

議事の顛末 次のとおり記載する。

瀧本攻議長

皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は14名であり、定足数に達しております。

なお、14番 東清剛君から所用のため欠席との連絡を受けておりますので、ご報告申し上げます。また、12番 入江康仁君から所用のため遅刻との連絡を受けておりますので、ご報告申し上げます。

瀧本攻議長

本日の日程については、お手元に配付しました議事日程表のとおりであります。

なお、朗読は省略させていただきますので、ご了承ください。

また、本日の会議におきましても、新型コロナウイルス感染予防の観点から、議員、執行部ともマスクを着用の許可、演台へのアクリル板の設置、休憩時の換気などを実施してまいります。

また、いつもですけれども、携帯電話はご注意くださいようお願いいたします。

それでは、日程に従い議事に入ります。

日程第1

瀧本攻議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

3番 柴田洋巳君

4番 岡村哲雄君

のご兩名を指名します。

日程第2

瀧本攻議長

次に、日程第2 委員長報告を行います。

それでは、本定例会において各常任委員会に付託され審査を行った案件について、各常任委員長からの審査の経過と結果についての報告を求めます。

まず、総務産業常任委員長 家崎仁行君。

家崎仁行総務産業常任委員長

おはようございます。今定例会において、総務産業常任委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果について報告いたします。

まず、今期定例会で付託されました案件については、3月8日、月曜日、午前9時30分から、第1委員会室におきまして、委員8名の下、開催いたしました。

説明のため出席した者は、議会事務局、総務課、財政課、出納室、企画課、税務課、農林水産課、商工観光課、建設課、危機管理課の課長及び職員であります。

また、今定例会において付託されました案件は、議案14件の審査であります。

それでは、審査の経過と結果について報告いたします。

まず初めに、議案第3号 紀北町犯罪被害者等支援条例の審査を行いました。

委員より、第6条の1項で、保健医療サービス及び福祉サービスの提供、その他必要な支援を行うものとする福祉課との連携を具体的にどうするか考えていますか。第12条で、社会通念上適切ではないと認められる場合はどなたが判断するのですかという質疑に、答弁として、第6条ですが、内容等を聞き取りの上、関係課長と連携を取りながらワンストップ支援体制で対応させていただきます。支援内容は、町で把握している既存の行政支援を掲載したパンフレットを作成していますので、パンフレットを基に必要な行政支援を紹介させていただきます。第12条の社会通念上適切でない場合とは、嘱託殺人などの犯罪を犯罪被害者等が犯罪等を容認した場合は適切でないということになります、との答弁がありました。

また委員より、支援する側の検討会のような組織も必要かと思いますが、ある程度線引きをしていくためにはマニュアル化が必要かと思いますが、課内で詰めていただきたいと思いますとの質疑に、課長答弁として、支援体制として、現段階では、関係課には体制について話をしています。制度をつくるまでにしっかり対応できるようにしていきたいと思いたすとの答弁がありました。

また、委員より、この条例の上位法令はありますかとの質疑に、答弁として、上位法令は犯罪被害者等基本法で、平成16年12月に成立し、平成17年4月から施行されていますとの答弁がありました。

また、委員より、この支援の可否について最終決定者は誰になりますかとの質疑に、課長より、最終的には町長が支援の可否について決定することになりますとの答弁がありました。

また、委員より、心に傷を負った方が相談に見えると思います。前もって相談があった場合は、心療心理士など専門性も必要ではないかと思われます。役場の職員のみで対応しているものか、疑問に感じます。三重県の体制などについて把握されていると思いますが、その点について答弁をお願いしますとの質疑に、課長より、県の条例に基づき条例を作成しています。また、精神的なことや専門的な意見が重要になってくると思いますので、三重県犯罪被害者総合支援センターに相談して対応したいと考えていますとの答弁でした。

委員より、第5条の基本理念についてお聞きいたします。特に2次被害の生じることのないようにということの思いをお聞かせくださいとの質疑に、答弁として、町や住民、事業者も含めて、犯罪被害者等に対し、2次被害が生じないように支援を広げていくという思いからですとの答弁がありました。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第4号 紀北町臨時駐車場条例について、3月8日に審査を行い、駐車場の管理運営や料金の徴収方法などについて質疑があり、委員3名が反対討論を行いました。

採決の結果、可否するべきものとして決定いたしました。その後、町長より課長の説明に瑕疵があったことから再審査の申し出をしたいということで、3月16日、火曜日に第1委員会室におきまして、委員8名の下、開催いたしました。

説明のため出席した者は、町長、副町長、担当課長、職員であります。

まず、町長から、議案の再審査の申し出があり、委員の異議はなく、再審査に入りました。まず、町長から、議案の各条例について説明と路上駐車問題と臨時駐車場の開設期間、供

用時間及び駐車場料金等の周知に関する考え方について説明があり、質疑に入りました。

まず、委員より、第7条第1項第3号のずんべら亭の利用者を含む権兵衛の里の入園者の自動車は、1時間以内の駐車は使用料の免除とあります。ただし、その自動車も1時間過ぎた場合は1,000円の料金が発生することになりますが、その際のチェックの仕方と料金の徴収方法はどのように考えていますかとの質疑に、町長から、ずんべら亭、権兵衛の里の来園者の方については料金は一旦頂いて、入庫の時間を記載させていただきます。出庫の際に時間を再度確認して、ずんべら亭、権兵衛の里の利用者ということであれば、お金をお返ししますということになります。また、ずんべら亭、権兵衛の里の来園者の駐車場場所を確保させていただきたいと思います。チェックの方法については、徴収員が領収証に入庫の日付や時間を記載していき、それをもって利用を確認して、料金を返還するという形になりますとの答弁がありました。

また、委員より、料金を納めて駐車された方が途中で用事があって駐車場を出て、再度戻りたいという場合、どのように対応されますかとの質疑に、町長より、料金はその都度徴収させていただきます。再度入庫されるということであれば、新たに料金は徴収することになりますとの答弁がありました。

また、委員より、町長の裁量を明示した文書を定めていただきたいという気持ちがあるのでいかがですかとの質疑に、町長から、裁量ということではなく、何かイベントがあった場合、ただし、町長が必要と認めるときはという規定を活用させていただくことになるかと思えます。一般利用者へ使用する規定ではございませんので、ご理解をいただきたいと思えますとの答弁がありました。

また、委員より、できれば黒字になるように料金設定をしていただきたい、その黒字でさらに銚子川周辺の整備を進めていただければと思いますがとの質疑に、副町長より、確かに黒字になればいいのですが、すばらしい銚子川を体験していただくという考えもありましたので、1,000円がよいか、2,000円がよいかということもありましたが、周辺の駐車料金を参考にしながら、このような金額とさせていただきましたとの答弁がありました。

また、委員から、銚子川対策に係る費用はトータルで考えると幾らの赤字ということになりますかとの質疑に、副町長より、1年間の銚子川対策全体の費用が972万円程度見込んでいます。駐車料金という収入の見込みも665万円ほどということになります。その差が赤字ということになりますとの答弁がありました。

以上で質疑を終了し、討論に入り、反対討論として、町長が説明しましたが、根本的な解

決にはなっていない、今の状態では細かなことが決められていないと私は思います。全ての人が満足できない、そうなることが心配です。残念ながら反対をせざるを得ないという反対討論があり、また、賛成討論として、今回の答弁で、細部にわたり理解が十分にできたというわけではありませんが、細部について、やってみないと分からないということも理解できます。規則制定に当たって、委員会の意見もできる限り反映していただきたいと思います。また、大きな変更部分が出てきた場合は、条例改正も考えているという答弁もありましたので、私は、今回、賛成の立場で討論をさせていただきましたという賛成討論と、また、賛成討論として、前回の委員会の質疑で収支が分かりませんでした、今回の質疑で300万円程度赤字になるということが分かりました。観光というのは非常に難しいので、恐らく汗をかいていただいたんだと思います。できるだけペイできるよう頑張っていたいただきたいとの賛成討論がありました。

また、賛成討論として、この条例はもう少し早く出されてもよかったのではないかと思います。地域の方々の不安に答えるためにもこの条例を可決し、課題もあると思いますが、推進をしていただきたいと思います。収支に関しては、今回の委員会でよく理解できましたという賛成討論と、また、賛成討論として、私は、この条例案が上程されたということで、何人かの紀北町民に意見を聞き、トラブルが起きないようにしていただきたいですが、ぜひ料金を徴収してほしいということでした。本年やってみて、来年になれば変更しなければならないということも多少もあると思いますが、今後、来訪者と町民が仲よくやっていけるような状態を保てるようにしていただきたいと思いますとの賛成討論がありました。

以上で討論を終了し、採決に入り、賛成多数。

よって、本案は原案のとおり可決するものとして決定しました。

次に、議案第5号 紀北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

質疑、討論ともなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決するべきものとして決定しました。

次に、議案第6号 紀北町税条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

委員より、督促手数料を6月1日以降廃止するとのことですが、令和3年度予算に計上していますが、その整合性についてお聞きしますとの質疑に、課長から、経過措置として、施行日前に発した督促状については督促手数料を徴収しますので、令和3年度予算に計上していますとの答弁がありました。

また、委員より、督促状ははがきですか、封書ですか、また4月から5月までの分は督促状を発送しないのですか、督促状を発送しないのであれば、令和3年度予算計上は必要ないのではないのですか、この改正はコンビニ納付が始まるということも影響しているのではないのですかと質疑に、課長より、督促状は封書で送っています。督促状の発送は4月、5月になることがあります。今回、条例改正し、督促手数料を廃止させていただきたいと考えていますとの答弁がありました。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決するべきものとして決定しました。

次に、議案第9号 紀北町森林公園オートキャンプ場条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

質疑、討論ともなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決するべきものとして決定しました。

次に、議案第10号 紀北町道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

質疑、討論ともなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決するべきものとして決定しました。

次に、議案第11号 紀北町営住宅条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

質疑、討論ともなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決するべきものとして決定しました。

次に、議案第12号 紀北町町民センター条例を廃止する条例の審査を行いました。

委員より、町民センターを廃止することによって、町民センターにある海山図書室はどうなりますかと質疑に、課長より、図書室は図書館条例で管理していますので、問題はないと考えていますとの答弁がありました。

以上で質疑し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決するべきものとして決定しました。

次に、議案第14号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結について（令和元年度分）の審査を行いました。

質疑、討論ともなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決するべきものとして決定しました。

次に、議案第15号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結に

ついて（令和2年度分）の審査を行いました。

質疑、討論ともなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決するべきものとして決定しました。

次に、議案第16号 令和2年度紀北町一般会計補正予算（第6号）の本常任委員会所管部分の審査を行いました。

初めに、議会事務局所管分については、質疑に入り、質疑はありませんでした。

以上のとおり、議会事務局の質疑を終了しました。

次に、総務課所管分については、質疑に入り、質疑はありませんでした。

以上のとおり、総務課所管分についての質疑を終了しました。

次に、財政課所管分について、委員より、繰越明許費補正について、予算成立後の理由に基づいたものですかとこの質疑に、課長から、既決予算を各課それぞれ理由により翌年度に繰り越して事業を行うということで計上していますとの答弁がありました。

以上で財政課所管分についての質疑を終了しました。

次に、企画課所管分について、質疑に入り、質疑はありませんでした。

以上のとおり、企画課の質疑を終了しました。

次に、税務課所管分について、質疑に入り、質疑はありませんでした。

以上のとおり、質疑を終了しました。

次に、農林水産課所管分について、これも質疑はありませんでした。

以上のとおり、質疑を終了しました。

商工観光課所管分に入り、質疑に入り、質疑はありませんでした。

次に、建設課所管分について、質疑に入り、質疑はありませんでした。

建設課の質疑が終了しました。

次に、危機管理課所管分について、質疑に入り、これも質疑はありませんでした。

以上で本委員会所管部分の質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案の本委員会所管部分については、原案のとおり可決するべきものとして決定しました。

次に、議案第20号 令和3年度紀北町一般会計予算の本常任委員会所管部分の審査を行いました。

初めに、議会事務局所管分について審査をし、委員より、三重県町村議会議長会の負担金

が90万円ぐらいありますが、これは議員の研修ありますが、人口割で支払いという考えで行われてますかとの質疑に、局長より、そのとおりです。人口割と平等割で計算して支払っていますとの答弁がありました。

以上で議会事務局所管分についての質疑を終わりました。

次に、総務課所管分について質疑があり、委員より、令和2年度官舎使用料が予算計上されていますが、令和3年度では計上されていないのはなぜですかとの質疑に、課長より、職員派遣が令和2年度までとなりますので、令和3年度は予算計上をしていませんとの答弁がありました。

また、委員より、男女共同参画推進事業について、最近ではジェンダー関係で国会議員数やオリンピック関連、社会一般として注目されています。その割には予算額が少ないように思います。また、男女共同参画講演会講師謝金は金額的にも少ない気がします。もう一点は、まちづくり協議会活動推進事業について、活動実績も説明をお願いしますと質疑があり、課長から、男女共同参画事業についての取組みですが、各委員会や町が関連する会議等、女性参加について各課に要請を行ったり、町の広報等を通じて啓発活動を行っています。まちづくり協議会については、令和2年度に第3期の委員募集を行い、3回の会議を行いました。令和3年度に2回ほど会議を予定していますとの答弁がありました。

また、委員より、今回、男女共同参画事業のターゲットは役場職員に向けてか、町全体に対してか、教えてくださいとの質疑に、課長より、町全体の施策として、広報等の啓発活動という形になりますとの答弁がありました。

以上のおり、総務課所管分について質疑を終了しました。

次に、財政課所管分については、委員より、町有財産管理事業の事業委託料、高濃度PCB廃棄物処理について、申請よりも処理量が多かったとの本会議での説明でしたが、どのような理由によるものか、今回、処理し切れなかった分はどうなりますか。また、保管場所についてはどうなりますかとの質疑に、課長より、処理については、紀北町は令和元年度に処理申請を行い、登録は完了していますが、受入施設である中間貯蔵・環境安全株式会社において、年間の処理量に上限があることから、現在は施設の受入れ待ちとなっております。令和3年度に受入予定であることから予算を計上していますが、高濃度PCBについては令和3年度で処理が完了する予定です。また、保管については、現在と同様に施錠して安全対策を行った上で保管をしていますとの答弁がありました。

また、委員より、ふるさと寄附金推進事業の中のふるさと納税取扱ウェブサイト委託料

690万4,000円について、積算内容を説明してくださいとの質疑に、課長から、紀北町では、ふるさとチョイス、ふるなび、楽天ふるさと納税の3つのポータルサイトに委託していますが、寄附見込額の95%をふるさとチョイスから、3%をふるなびから、残り2%を楽天ふるさと納税から寄附されると見込んで、それぞれ手数料をふるさとチョイスが5%、ふるなびが10%、楽天ふるさと納税が9%を乗じて積算していますと答弁がありました。

また、委員より、処理施設の中間貯蔵・環境安全事業株式会社は民間企業ですか、それとも行政関係の企業ですか。予算計上している経費の業務と金額を教えてください。保管場所については、今の場所では海に近いので、高台のほうがよいのではないですかとの質疑に、課長から、処理施設は国が全額出資してつくった株式会社です。予算計上している業務や金額につきましては、収集運搬業務で110万円、処理業務では3,021万5,000円を見込んでいます。紀北町で保管している高濃度PCBについては、主に蛍光灯の安定器です。保管場所については、三重県に承認を得ています。高台には保管可能な町有施設がないことから、現在の施設で保管させていただきたいと思っておりますとの答弁がありました。

以上のおお、財政課所管分についての質疑を終了しました。

次に、出納室所管分について、質疑はありませんでした。

以上のおお、出納室の質疑を終了しました。

次に、企画課所管分について質疑を行いました。委員より、地方創生推進交付金のところ豊かにしごとと子育てができる移住促進事業と新型コロナウイルス終息後の国内及び外国人観光客に対するおもてなし向上推進事業について、詳しく説明をお願いしますとの質疑に、課長より、ところ豊かにしごとと子育てができる移住促進事業については、補助金として631万円のうち491万円を充当しています。移住促進事業として、都市部では移住相談やフェアなどへ出席して、移住を促進するための事業であります。また、外国人インバウンド対応、物産等を外国人に紹介するなど、観光的な事業を実施する目的で、どちらも東紀州5市町の連携事業として実施していますとの答弁がありました。

また、委員より、地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金について、本会議では、おでかけ応援サービス「えがお」のサービス提供時間に対する補助金で今後も継続していけると答弁でしたが、何に対しての補助金か説明をお願いしますとの質疑に、課長より、フィーダー系統は、バス停や駅、地域間の交流ネットワークを接続するという意味です。これはおでかけ応援サービス「えがお」に対する補助金として、今回、新たに頂くことができました。積算については、「えがお」の運行に係る経費全てが補助金対象となっており、サービス提

供時間や人口を基に上限額を計算していますので、これは今後、事業を実施する限り継続的に頂けると聞いていますとの答弁がありました。

また、委員から、企画総合事業について、伊勢湾熊野灘広域連携スーパーシティ推進協議会負担金については、どのようなことか説明をお願いしますと、紀北町とはどのような関わりがあり、負担金を出す必要がありますかとの質疑に、課長より、伊勢湾熊野灘広域連携スーパーシティ構想については、代表自治体が多気町ということで協議会を設置しています。この構想は、多気町地内に開業する大型リゾート施設を拠点とした広域エリアにおいて、AI・ビッグデータ等を利用した複数分野の最先端技術を組み合わせ、自治体と競争力のある企業が一体となって、高齢化や過疎化、観光振興、防災等地域の社会問題の解決を目指すということで、取り組みを進めております。これから、具体的に検討していくことに当たって、事務的な経費が必要となってきますので、負担金として計上していますとの答弁がありました。

また、委員より、まちづくり推進総合事業の町出身者との面談に係る経費として31万3,000円計上されていますが、どのように使っていますかとの質疑に、令和2年度では町出身の方で都市部で活躍されている方や町に思いのある方をリストアップしており、現在30名ほどのリストがあります。令和3年度につきましては、本格的な活動として、その中から直接面会をして、町のためにいろいろと力になっていただけるようなことを相談する可能性を見いだしていただきたいと考えていますとの答弁がありました。

また、委員より、住宅リフォーム支援事業では令和3年度も500万円が計上されていますが、経済効果の大きい事業ですので、応募が多かったときは増額しますか。500万円のリフォーム補助金ですが、応募が多かったときには補正して、1,000万円支出した実績がありますので、また500万円、くじ引になると困るのは住民ですとの質疑に、課長より、令和2年度は新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金を活用して、抽せんに漏れた方の予算を改めて計上しました。今後の応募状況によって、再度検討させていただくかもしれませんとの答弁がありました。

また、委員より、新交通システム実証事業で拠点の移転に310万円がかかりますが、三重交通の海山バスセンターを借りるためにも費用を払っていますかとの質疑に、課長より、海山バスセンターのオペレーター室改修は、三重交通株式会社のご厚意で整備をしていただきましたので、町で費用はかかっていません。ただし、今回、移転することで必要となる原状復旧の費用は町で計上していますとの答弁がありました。

また、委員から、「えがお」の運行が増えてくると影響を受けるのは福祉タクシー事業者だと思います。民間委託について、すぐに無理なのは理解していますので、長いスパンで考えていただきたいと思いますとの質疑に、事業者から十分聞き取りをして、検討してまいりますとの答弁がありました。

以上のとおり、企画課所管分について質疑を終了しました。

税務課所管分について、質疑がありました。

委員より、個人住民税の個人所得割の減収とたばこ税が増収している理由を教えてください。法人事業税交付金ですが、昨年度は予算計上はなかったのでしょうか。今年度計上した理由をお願いしますとの質疑に、課長から、個人住民税の個人所得割の減収理由は、今回は新型コロナウイルスの感染症拡大の経済への影響ということで、国から資料も参考にして算出しています。たばこ税の増収理由は、本数は減っていますが、税率が上がっていますので増収となっています。法人町民税率が9.7%から6%に引下げになったことにより、減収分の補てんとして法人事業税交付金が国から県を通じて交付されています。令和2年度から法人事業税交付金が交付されており、令和2年度は12月補正で予算計上し、令和3年度も引き続き計上していますとの答弁がありました。

また、委員より、ひとり親控除が令和3年度から適用されていますが、予算には影響ありますかとの質疑に、多少影響はあるかと思えますとの答弁がありました。

また、委員より、三重地方税管理回収機構負担金ですが、251万円を回収機構に負担金として支出し、回収できた金額は幾らになりますかとの質疑に、課長から、回収実績ですが、令和2年度は年度途中ですが、およそ500万円程度は回収していますとの答弁がありました。

また、委員より、回収機構に移管するまで滞納者に対する連絡など手続の流れ、タイムスケジュールを教えてくださいとの質疑に、課長から、例年2月から滞納審査会を開催し、対象者を選定しています。3月から4月にかけて、対象者に移管予告を送付し、対象者を絞っています。最終的には、4月から5月にかけて、移管するというスケジュールですとの答弁がありました。

以上で税務課を終わりました。

次に、農林水産課所管分について質疑に入りました。委員より、令和2年度、水産業強化支援事業寄附金60万円がありました。令和3年度はどうしてなくなったのですかとの質疑に、課長から、農林水産業費寄附金は令和2年度において、つき磯事業で海中に自然石を設置し、伊勢エビの増殖場を造成していますが、その場合、事業費の10%について三重外湾漁

業協同組合から地元負担金を寄附金として予算化しています。令和3年度において、つき磯事業を休止する予定であるため、寄附金が0になっていますとの答弁がありました。

また、委員より、森林環境譲与税は、混乱している山林を調査するために国から交付されたものですかの質疑に、課長から、これは国から交付されたもので、その用途は民有林の調査、個人などで森林の施業が行き届かない場合、施業の計画などについて、所有者と相談の上、決定する費用であります。交付金として交付されていますとの答弁がありました。

また、委員より、土地改良施設維持管理適正化事業の山本排水機場除塵機修繕工事はほかの排水機場に比べ、予算額が大きいものです。その事業内容を教えてくださいとの質疑に、課長から、この適正化事業は、事業を開始する5年間で、事業費の30%を拠出金として町が積み立てる事業となっています。令和3年度には町がこれまで積み立てた拠出金に加え、国と県の交付金を活用し、事業を実施する計画です。点検により除塵機のレーキと駆動チェーン、コンベヤーの駆動チェーンの老朽化が判明したため、修繕工事を計画したものですとの答弁がありました。

また、委員より、海岸環境整備事業の土地購入費117万7,000円ですが、購入する土地は何坪ですか、また単価は幾らですかの質疑に、土地の購入については、面積が280㎡、86坪です。また、1㎡当たり4,100円の予算化をしています。これについては不動産鑑定を実施していますとの答弁がありました。

また、委員より、林道改良事業の中で、野又越線法面擁壁修繕測量・設計・積算業務委託の内容について詳しく教えてくださいとの質疑に、課長から、林道野又越線の終点付近で2か所の崩落が発生しており、道路の下部分が崩落しておりますので、道路が浮いた状態になっております。これを修繕するための設計業務とのことでありますとの答弁がありました。

また、委員より、水産資源増殖事業509万6,000円の内容について、漁業者の要望を聞いてのことであると認識していますが、どのような要望があったのかお伺いいたしますとの質疑に、課長から、主に種苗放流を行うもので、漁協を通じて漁業者の意見を聴取しております。具体的にはアワビ、マダイ、トラフグ、稚エビ、カサゴ、ヒラメ等の魚種の種苗放流を行っています。数量及び放流の場所について、漁協の意見も参考に聞いて実施しておりますとの答弁がありました。

以上のおおりに、農林水産課の質疑を終了しました。

次に、商工観光課所管分について質疑がありました。

委員より、温泉施設使用料1,742万4,000円ですが、使用料はコロナの影響で減少するので

はないかと思いますが、いかがですかとの質疑に、課長より、令和2年度当初予算では2,045万円でした。令和3年度では17%減の1,742万4,000円での見積りをしていますとの答弁がありました。

また、委員より、紀北町臨時駐車場使用料の665万3,000円について、権兵衛の里駐車場と魚飛溪駐車場の合計の金額ですかとの質疑に、課長から、内訳は権兵衛の里駐車場が572万9,000円、魚飛溪駐車場が92万4,000円ですとの答弁がありました。

また、委員より、権兵衛の里駐車場は170台とのことですが、権兵衛の里の駐車場は小さいイメージがあります。大型車も含めて170台駐車が可能ですかとの質疑に、課長より、権兵衛の里駐車場ですが、ずんべら亭の周辺のほかに舗装していないところが町有地となりまして、そこにも駐車して満車となった場合のことですとの答弁がありました。

また、委員より、小規模事業者利子補給等事業ですが、マル経融資を借り入れた方への利子補給事業ですが、コロナ禍ということでありまして、積算根拠をお示しくださいとの質疑に、課長から、根拠については前年度の実績を踏まえていますが、平成30年度実績ですと161万円、令和元年度実績ですと118万円ということで、令和3年度は110万円として見積りを行っていますとの答弁がありました。

また、委員より、観光推進事業で、銚子川車両規制警備等手数料について、町長から費用の増額という説明がありました。増加分について、単純に駐車料金徴収員の費用かと思いますが、2人の徴収員の費用のみなのか、また魚飛溪駐車場と権兵衛の里駐車場はこの2人の徴収員でできるかとの質疑に、課長から、駐車料金の徴収員の配備費用ですが、権兵衛の里駐車場は111万6,000円、魚飛溪駐車場が30万2,400円で合計141万8,000円です。徴収員は各駐車場それぞれ2人ずつで考えていますとの答弁がありました。

また、委員より、温泉施設管理運営事業の工事請負費ですが、ESP水中ポンプシステム更新工事ですが、具体的な説明をお願いしますとの質疑に、課長より、2年に一度行っているもので、温泉の成分が付着してしまうことがあります。ポンプを引き抜いて清掃して点検を行うものであります。今回、モーター及びリードケーブルについて、点検処理後、再設置するものですとの答弁がありました。

以上のとおり、商工観光課所管分について質疑を終わりました。

次に、建設課の所管分について質疑を行い、委員より、歳入の過年度分町営住宅使用料ですが、昨年度と同額の150万円計上されています。内容の説明をお願いしますとの質疑に、課長から、過年度分町営住宅使用料については、平成30年度実績が130万円程度、令和元年

度の実績が100万円程度となっております。現年度分の住宅使用料で少し余裕を持って計上されていますので、過年度分については例年どおり150万円で計上していますとの答弁がありました。

また、委員より、公園管理事業の保守点検委託料についてですが、遊具点検委託料ということで、昨年度と同額の23万9,000円が計上されています。令和2年度の点検内容と令和3年度の点検内容を説明してくださいとの質疑に、課長から、公園遊具の点検について昨年度から計上しています。それまで職員が目視により点検を行っていましたが、地方創生交付金が使えなくなったので、専門業者に委託して確実に点検を行うことにしました。今年度も交付金が使えますので、昨年度同様、点検を予定していますとの答弁がありました。

また、委員より、町営住宅管理事業の工事請負費について、工事中に、政策空家解体工事がありますが、対象住宅について説明してくださいとの質疑に、課長より、解体を終えている住宅が小山団地が2棟、萩原川団地が1棟になりますとの答弁がありました。

以上のおおりに、建設課所管分にて質疑を終了しました。

次に、危機管理課所管分については、委員より、汐ノ津呂排水機場概略設計業務とはどういうものか説明してくださいとの質疑に、課長より、令和3年度に排水機場のポンプの規模、排水路、建屋等を含めた概略設計を行い、詳細設計に向かうための判断材料や準備資料としてあげておりますとの答弁でした。

また、委員より、設計の際には、相賀地区に水がたまらないように排水できるということや設置場所を複数設けるなど、広範囲に排水対策等を考えてもらえばという質疑に、課長より、排水能力、流路、設置場所も含んだ概略設計ですので、より詳細なものを考えられると設計していきたいと思っておりますとの答弁がありました。

委員より、防災行政無線設備保守点検委託料の増額理由を説明してくださいとの質疑に、課長から、アナログで保守料やデジタル化となって金額が上がっていますが、監視カメラや避難所Wi-Fiなど点検設備が増えたことや防災ナビとの連携利用により保守料が上がっていますとの答弁がありました。

また、委員より、交通安全対策推進事業で新しく高齢者運転免許自主返納特典無料券9万円は、何名分の予算及び無料券の価格は幾らか計上されていますかの質疑に、課長より、1件当たり、おでかけ応援サービス「えがお」無料利用券6枚つづり3,000円分を30名予算計上していますとの答弁がありました。

以上で本委員会所管部分の質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、賛成多

数。

よって、本案の本委員会所管部分については、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第25号 町民センター解体工事請負変更契約の締結についての審査を行いました。

まず、委員より、本会議でも説明がありましたが、再度、今回の議案の上程の経緯について教えてください。変更部分はまだ施工していないということでしたが、いかがですかとの質疑に、課長より、今回の変更契約は、当初の請負額と比較して14%の増額となっていますが、当初予算の範囲内での変更契約です。設計変更の手続につきましては、国土交通省より、設計変更ガイドラインが示されており、ガイドラインでは請負代金の20%以内は軽微な変更となっています。設計変更の手続については、工期の末をもって足りるとなっていることから、問題はないと考えていますとの答弁がありました。

次に、委員より、工事内容の変更について、近隣住民との調整はできていますかとの質疑に、課長から、近隣住民との話をし、承諾を得て変更していますとの答弁がありました。

以上で質疑を終了し、討論に入り、反対討論として、当初契約時にも賛否が分かっていたので、丁寧な議会への経過報告が必要だったと思うため、反対しますとの反対討論がありました。

次に、賛成討論として、近隣住民と話し合い、工事内容に理解を得ていることから、変更額も当初請負額の20%以内であるということで賛成しますとの賛成討論がありました。

また、賛成討論として、予算の範囲内での軽微な変更に基づく変更契約であり、本工事を進めていく中で、この時期に上程となったことも理解できましたので賛成しますとの賛成討論がありました。

以上で討論を終了し、採決に入り、賛成多数。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第26号 令和3年度紀北町一般会計補正予算（第1号）の本常任委員会所管部分の審査を行いました。

初めに、財政課所管分について、質疑はありませんでした。

次に、企画課所管分について、これも質疑はありませんでした。

次に、商工観光課所管分について質疑に入り、質疑はありませんでした。

以上で本委員会所管部分の質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛

成。

よって、本案の本委員会所管部分について、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

以上で本委員会に付託されました14案件について審査の経過と結果を報告いたしました。

今回の委員長報告については、令和3年度当初予算、議案等がたくさんあり、質疑についても多くありました。報告については、新規事業を主にさせていただきましたので、ご了承ください。

以上です。ありがとうございました。

瀧本攻議長

ここで、10時40分まで休憩といたします。

(午前 10時 26分)

瀧本攻議長

定刻になりましたので、議会を再開いたします。

(午前 10時 40分)

瀧本攻議長

先ほどの総務産業常任委員長 家崎仁行君から、訂正の発言の申し出がありましたので、許可いたします。

家崎仁行君。

家崎仁行総務産業常任委員長

先ほど、私の委員長報告の中で、議案第4号 紀北町臨時駐車場条例の3月8日分の審査結果を可否するべきものとして発言しましたが、正しくは否決するべきものでありますので、訂正をお願いいたします。

瀧本攻議長

それでは、教育民生常任委員長 近澤チヅル君。

近澤チヅル教育民生常任委員長

おはようございます。それでは、今定例会におきまして、教育民生常任委員会に付託され

ました案件について、審査の経過と結果について報告させていただきます。

まず、今期定例会で付託されました案件を、3月9日、水曜日、午前9時30分から、第1委員会室におきまして、委員7名出席の下で開催いたしました。

説明のための出席者は、住民課、福祉保健課、環境管理課、学校教育課、生涯学習課、水道課の各課長及び職員の皆さんでした。

また、今期定例会において付託されました案件は、議案14件の審査です。

それでは、審査の経過と結果について報告いたします。

まず初めに、議案第7号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

新型コロナウイルス感染症について、中華人民共和国が発生源と捉えているように思われるがとの質疑に、新型コロナウイルスは中華人民共和国で発生したと報告があったものに対策が講じられている。改正文に関しては、国の引用分を基に作成していますとの答弁がありました。

また、提案理由に、新型インフルエンザ等対策措置法等の一部を改正する法律の施行によるとあるが、一部改正の内容はとの問いに、条例改正は新型コロナウイルスの法的位置づけを明確にするものです。感染症の中では1類から5類と新型インフルエンザの6つの大きな項目があります。これらが発生した場合は、感染症法に基づき対応が行われます。新型コロナウイルスは感染症ですが、指定感染症の6つの分類ではなく、時限立法として最大2年間適用するという中で対応が進められてきましたが、今年に入り、期間も延長されましたが、指定感染症の中で新型インフルエンザの症状と似ていることから、今後、感染症として速やかに対応が取れるよう、新型インフルエンザ等対策措置法を改正したものになりますとの答弁がありました。

以上で質疑を終了し、討論はなく、採決に入りました。全員賛成。

本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第8号 紀北町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入りました。全員賛成。

本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第13号 紀北町老人福祉センター条例を廃止する条例の審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入りました。全員賛成。

本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

続きまして、議案第16号 令和2年度紀北町一般会計補正予算（第6号）の本常任委員会所管分の審査を行いました。

初めに、住民課所管分については、課長から内容説明の後、質疑に入りました。

特別定額給付金給付事業費補助金は1人当たり10万円の給付事業だと思われるが、1,360万円の減額の原因はとの問いに、特別定額給付金に関しましては、99.8%の方に給付をしました。未執行の部分は給付までに亡くなられた方、受け取りを辞退された方の分になります。それ以外は国の予算決定時と交付基準日の差異によるものですとの答弁がありました。

以上で住民課所管分についての質疑を終わりました。

次に、福祉保健課所管分について、追加説明はなく、すぐに質疑に入りました。

放課後児童クラブ対策事業は317万3,000円の減額、児童手当等支給事業は1,078万1,000円の減額は実績によるものだと思うが、そうなのかとの問いに、全て実績によるものです。放課後児童クラブは、当初で両方とも20名以上を見込んでいましたが、紀伊長島地区の児童が16名、海山地区の児童が9名ということで減額となっている。児童手当支給事業については、当初は延べ1万3,400人を見込んでいましたが、実績は1万2,516人ということでしたとの答弁がありました。

以上のとおり、福祉保健課所管分については質疑を終了しました。

次に、環境管理課所管分について、追加説明はなく、質疑に入り、質疑はありませんでした。環境管理課所管分については終了しました。

次に、学校教育課所管分については、課長から詳しい追加説明の後、質疑に入りました。

幼稚園費、公有財産購入費の180万5,000円の減額については、ふなつ幼稚園の土地を所有者から購入する際、安く済んだということですか、その経緯はとの問いに、ふなつ幼稚園の土地購入費は鑑定額として1㎡当たり6,743円を予定していましたが、土地所有者のご厚意により、6,000円にさせていただきました。そのことによる減額ですとの答弁がありました。

また、奨学金については、補正前は1,076万円で、半額の減額になっている、この主な要因はとの問いに、奨学金対応事業の528万円の減額は、令和2年度当初で12名を予定していましたが、実績で2名になってしまったことに伴う減額ですとの答弁でした。

さらに、新型コロナウイルス対策児童生徒支援事業で2万円支給するのが当初の予定で715人のところ、申請者が498人とありました。当初予定していた児童の数と実績の数に開きがあります。どういうことなのでしょう。また、幼稚園のバスの委託料についても、当初

予算では2台だったのが1台で済んだという説明ですが、ふなつ幼稚園は前から休園しているので、なぜ2台分予算化しているのか。また、ALT事業で、コロナの影響で8月来日する予定が来日することができなかったことにより、4人のところが3人となり、これにより児童・生徒に影響があったと思われます。2人のALTの分を1人で対応することによって、どういった影響があったのか、どうやって乗り越えられたのか、予定どおり英語に関する授業が行われたのかとの問いに、学生への支援金は月2万円のものですが、予算で715件分を計上しておりましたが、あくまでも推定値であります。大学院の方もいるのではないかとということで、高校2年生から今年度29歳になる方を対象にした。715件を当初予算に上げましたが、紀北町内の中学校の卒業生の数と尾鷲高校普通科の卒業生の進学率から計算したもので、実際の件数とは差が出てきてしまったものと思われます。幼稚園のバスについては、ふなつ幼稚園は休園中ですが、当初では紀伊長島幼稚園の20名の園児分として2台を予算化していました。バスの運行経路は入園してくる児童の地区とかの状況により、1台で行けるか2台で行けるか、当初予算を計上するときには分からない状況です。実績としまして、今回は児童数が14名で、1台で済んだということになります。また、ALTについては通常4名の体制で、コロナの影響で1人来日できなかったことから3名体制となり、通常、紀伊長島地区2名、海山地区2名で対応していますが、今年度は海山地区に来る予定のALTが1人来日できなかったため、紀北町全体において3名で学校を割り当て、十分対応いたしましたとの答弁がありました。

また、さらに、質疑として、学生に2万円を支給する事業は申請制でされたと思うが、どのようにして学生の皆さんに対して周知をしたのかとの問いに、周知の仕方として広報9月号に要項及び申請書のチラシを入れ、その後、町のホームページへ、そして申請期間は9月1日から11月30日でしたので、広報11月号においても再度記事を行い、ZTVでの文字放送も行いました。できる限りの周知をし、多くの方に申請していただきたいと思って、実行しましたとの答弁がありました。

以上のとおり、学校教育課所管分について終了しました。

次に、生涯学習課所管分について、課長から詳しい追加説明の後、質疑に入り、質疑はありませんでした。

以上のとおり、生涯学習課所管分について終了しました。

次に、水道課所管分については、追加説明はなく、質疑に入り、質疑はありませんでした。以上で本委員会所管部分の全ての質疑を終了し、討論に入りました。討論はなく、採決に

入りました。全員賛成。

本案の本委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第17号 令和2年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についての審査を行いました。

追加説明はなく、質疑、討論ともにありませんでした。採決に入りました。全員賛成。

本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第18号 令和2年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についての審査を行いました。

追加説明はなく、質疑、討論ともにありませんでした。採決に入り、全員賛成。

本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

続きまして、議案第19号 令和2年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）についての審査を行いました。

補足説明はなく、質疑、討論ともありませんでした。採決に入り、全員賛成。

本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

続きまして、議案第20号 令和3年度紀北町一般会計予算の本常任委員会所管分の審査を行いました。

まず初めに、住民課所管分について、課長から内容説明の後、質疑に入りました。

出張所分担金はなぜ中里集会所だけなのかとの問いに、令和元年、船津出張所を既存の中里集会所の中に移転しました。町が支出する光熱費等の中に中里区の負担分も発生しますので、中里区負担分を町に納めるための予算措置ですとの答弁でした。

また、国民健康保険基盤安定事業費負担分は法定軽減の分との説明があつたが、7割、5割、2割はどうなのか。また、国・県・町の負担の割合と軽減を行う基準の説明はとの問いに、法定軽減分は国が定める国民健康保険の世帯の所得に応じて均等割と平等割を7割、5割、2割を軽減しています。紀北町では、令和2年度の賦課時点では約64%の世帯が軽減対象世帯です。負担割合は国が2分の1、県と町が4分の1の負担です。法定軽減の基準は、7割軽減は住民税非課税世帯の方が適用になります。5割、2割軽減は、世帯員の数によって基準となる所得が変わりますとの答弁でした。

また、地区集会所管理事業で設計・監理委託料の件名、事業内容、地域の要望についての説明はの問いに、令和3年度上里集会所の建設に係る予算について、設計委託料を計上している。予算内容は、既存の上里福社会館の解体設計費が155万7,600円、建設設計委託費が

524万5,900円、合計608万4,000円です。集会施設の建設については、以前から要望があったと聞いておりますが、町への正式な要望書は、平成29年5月1日に上里自治会から提出されましたとの答弁がありました。

さらに、解体費は2,000万円ぐらいかかると思う。建物として300万円ぐらいかかるとはならないのではないのでしょうかとの問いに、令和3年度に建設の設計を行い、令和4年度に建設を進めたいと考えています。集会所の大きさとしては、人口規模を考えると、紀北健康センター横の渡利集会所ぐらいを想定しています。木造と集会場の広さについては、1月の総会で区の下承をいただいた上で、予算を計上していますとの答弁がありました。

また、地区集会所管理事業1,228万4,000円の内容の説明は、また、2つの地区で1つの集会所を管理したというような話が出てきていますかとの問いに、地区集会所管理事業の中には、主なものとして、各集会所維持交付金として、町内54か所の集会所に各5万円の補助として270万円を計上、あとは各施設の火災保険・消防設備の管理費が、それぞれ火災共済の分担金として100万円、消防施設の管理事業として100万円と修繕費等があります。2地区の1施設の集会所という要望や相談は受けておりませんとの答弁がありました。

また、委員から、無料法律相談事業の利用状況はどの問いに、月に1回、両地区で開催しており、毎月予約で埋まっている状況ですとの答弁がありました。

心身障害者医療費助成事業は対象者が623名、その推移と医療費の助成内容はどの問いに、医療費の助成内容は、対象者の保険診療分の窓口負担分を全額補助しております。対象者につきましては横ばいの状況ですという答弁でした。

また、さらに、一人親家庭等医療費助成事業は、一人親家庭の父・母及び18歳までの児童と、352名を予定されていますが、同一家庭と重複していると思いますが、何家庭になるのかとの問いに、352名の中に親と子ども両方が対象者として入っていますが、予算編成のときでは、世帯数は加味せずに、対象とする人数を把握して積算しておりますとの答弁がありました。

また、マイナンバーカード普及事業の事業費の増額については何なのかとの問いに、今回、一番大きく予算増となったのは、さらに普及を進めるための本庁、支所への1名ずつの会計年度任用職員の採用分です。また、今後、マイナンバーカードを未申請の方に国からQRコード付の申請用紙が送られる予定です。そのQRコードを読み取り、簡単に申請ができる機器のリース料も計上しております。予算は全て国の補助事業を利用し、進める予定ですとの答弁がありました。

以上で住民課所管分についての質疑を終了しました。

続きまして、福祉保健課所管分については、追加説明はなく、質疑に入りました。

認知症施策推進事業973万円の事業内容についての詳細をとの問いに、現在、高齢者の4人に1人が認知症、または予備軍と言われ、高齢化の進展に伴い認知症の方がさらに増加されるものと見込まれています。そういう方を早期に発見するために初期集中支援チームを立ち上げ、早い段階で認知症の方を支えるため、地域支援推進員の要請などのための予算です。紀北町では地域包括支援センターへ委託し、取り組んでいる事業ですとの答弁でした。

また、民生共通事務事業の引本浦地区の住民の広場整備事業について、事業内容の説明はとの問いに、旧引本小学校に紀北町社会福祉協議会が移転したことに伴い、小学校の入り口に設置しています遊具が老朽化などで危険な状態となっているため、それらを取り除き、ぶらぶらストレッチ、ふみいたストレッチなどの高齢者に優しい健康器具を設置し、広場として整備する事業ですとの答弁がありました。

また、緊急通報装置設置事業について、利用者が通報しようとした際に通報ができるのか、点検作業は行っているのか、また、利用者の方がボタンを押せば、事業者につながるか点検も必要ではないか、今後、点検作業もするようにしたらどうかとの問いに、装置をつけている利用者宅に月2回ほど事業者が安否確認を兼ねて点検をしていますが、利用者から通報はできるのかどうかの点検はしておりません。今後、月2回ほどの事業者の安否確認の際に、利用者がボタンを押して事業者につながるかどうかの確認もできれば行いたいと思いますという答弁がありました。

また、配食サービス事業者が請求書を町に提出していても入金がないときがあったと聞いたことがあります、どのように支払いの仕方を決めているのかとの問いに、月初めに事業所から町に請求を提出していただいて、町から支払うようになっているが、今年度1件、手違いで遅れたことがありましたとの答弁がありました。

また、さらに、救急医療特別支援対策補助金4,400万円について、令和2年度と令和3年度の2年間で尾鷲総合病院を支援していくためのもので、救急患者の受け入れ態勢に使われていると認識しておりますが、年4,400万円を支援することにより、受け入れ態勢がどう変わってきたのか、どのように変わってもらいたいのか、福祉保健課としての考えは、また、さらに、夜間や早朝に救急で病院に行き、患者の状況に応じた医師が常駐しておらず、翌日また病院に再度行くことが続いていると思われませんが、2年間で8,800万円を支援しているため、明確に受け入れ態勢がよくなったと思えるような取組みにつなげてもらいたいため、そ

ういうことも伝えてもらいたいとの問いに、尾鷲総合病院の救急医療体制整備として、医療従事者の確保等に使っていただきたいと考えております。尾鷲総合病院と話し合う機会がありましたら、伝えていきたいとの答弁でした。

さらに、委員から、歯科保健事業に新たに妊婦の歯科検診事業が追加されているが、事業内容はどの問いに、47万4,000円のうち約18万円が妊婦歯科検診の委託料です。1人当たり3,565円×50人分の予算を見込んでおります。母子手帳の申請時に案内し、かかりつけ医で歯科検診をしていただく事業ですとの答弁がありました。

放課後児童クラブ対策事業について、昨年度に比べ大きく予算が増額となっておりますが、どのように変わるのか、また、定員と場所2か所は変わらないのか、国の交付要綱に基づく追加事業とはどういったものかとの問いに、放課後児童クラブの拡充を図るため、国の交付要綱に基づく項目部分が追加され、増加しました。歳出も増額しております。歳入の国・県の補助金も増額となっております。今回、両地区とも定員は30名以内で募集しております。場所については、紀伊長島地区は西小学校、海山地区は相賀小学校の体育館の2階で実施となります。追加事業については、放課後児童支援員等処遇改善等事業、小規模放課後児童クラブ支援事業、キャリアアップ処遇改善事業が追加となりましたとの答弁でした。

また、健康増進事業207万1,000円はどのような内容かとの問いに、健康増進法に基づく事業、肺炎ウイルス検診・歯周病検診等の事業と自殺対策事業に要する経費になりますとの答弁がありました。

以上のとおり、福祉保健課所管分についての質疑を終了しました。

続きまして、環境管理課所管分について、追加説明はなく、質疑に入りました。

環境保全監視調査事業の中に、環境保全審議会委員報酬15万円が計上されていますが、この審議会は設置されているのか、また、委員もまだ決まっていないと聞いていますが、この予算を活用して早く設置できないか、環境美化事業の事業内容はどの問いに、紀北町生活環境の保全に関する条例では、何らかの調査審議が必要な事案があった場合に環境保全審議会を設置できるとなっております。審議を求める案件がないことから、今現在は設置しておりません。環境美化事業は少ない予算額ですが、そのほとんどが職員の直接的な作業にかかる経費です。予算内容は、環境美化活動で使用するゴミ袋等の消耗品購入などと生活排水が流入している下倉川、源八川やこぶた川などへEM菌を投入する環境改善を目指す費用ですとの答弁がありました。

また、リサイクルセンター管理運営事業の中で、燃料費と光熱水費が高額となっております

が、その特質は。さらに、RDF処理費の内訳と処理先はとの問いについては、燃料費のほとんどは灯油で、水分の多いごみを乾燥するために使用しており、光熱水費についてはほとんどが電気代であり、ごみの乾燥後、ごみを固形化する機械設備の動力源となっております。灯油、電気使用量ともにおよそ海山4に対し長島6の割合で使用しております。内訳として、RDF処理費が約3,400万円で、旧藤原町に所在する太平洋セメントと伊賀市の三重中央開発、灰処理が約750万円で、三重中央開発、その他の運転手数料が約2,500万円となっておりますとの答弁がありました。

また、リサイクルセンターの保守点検は毎年行っているのですか、また長寿命化を図るための精密機能検査は行っているのかとの問いに、保守点検は法的に義務づけられているもので、施設の安定運営のために毎月行わなければならないものです。法令上必要な精密機能検査という趣旨であれば毎年行うものではないことから、本年度は予算計上しておりませんとの答弁がありました。

以上のおり、環境管理課所管分について質疑を終了しました。

続きまして、学校教育所管分について、課長から追加説明の後、質疑に入りました。

新規事業の部活動指導員配置促進事業とはとの問いに、この事業は、教員の働き方改革の関係で、令和5年度から、休日の中学校のクラブ活動を地域の方をお願いするための事業です。令和5年度から本格的にスタートしますが、令和3年度については、1つの中学校の1つのクラブにおいて、試験的に地域の方に指導を行ってもらうものです。お願いする人数は1人ですという答弁があり、さらに、今回試行ということで人数は少ないですが、令和5年度からは規模を広げていく計画はあるのか、また事故が起こった場合の問題は保険等についてはどう考えているのかとの問いに、令和5年度から規模を広げていく計画はまだありません。当町は児童数も少なく、各地区も離れているので、この施策がうまくいくかどうかまだ分かりません。令和3年度において、三重県下19市町で本事業が行われると聞いておりますが、県北勢部ではとてもよい方法だと聞いておりますが、この地域で指導員の確保を含め課題も多いと考えております。令和5年度に確実に実行できるかは不確定な部分もありますが、頑張っまいます。事故などの対応につきましては、保険等の保障面を確保しながら、部活動を進めていきたいと思っておりますとの答弁がありました。

また、eライブラリアドバンスの内容とメリットはとの問いに、eライブラリアドバンスにつきましても、1人1台パソコンの導入により、今後の教育の要として学校現場からの強い要望により、導入させていただきたいと思っております。令和2年9月から新型コロナウ

ウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、学校では既に使用しており、ID、パスワードで管理しているため、自宅でも使用することができます。学校現場からは自分の理解度に応じて問題にチャレンジできるので、子どもがより意欲的に授業に取り組んでいると聞いております。また、当町は複式学級が多いので、2学年のうち1学年で習熟問題として活用できること、中学校においては過去の入試問題など利用できるため、今後、重要になってくると思いますという答弁があり、さらに、新型コロナウイルス感染症で休校になったときなどは自宅で活用できるのかとの問いに、新型コロナウイルス感染症で休校になった場合も、このソフトがあれば自宅で学習ができ、授業を進めていくことができると聞いておりますとの答弁がありました。

また、特別支援学級について、介助員・介助教員配置数を求める基準はありますか、また、児童・生徒数は減ってきているのに、特別支援学級の生徒・児童数は増えてきているように思いますが、推移状況や全国平均との分析はされておられますかとの問いに、介助員と介助教員の2種類があり、介助教員は教員免許を取得している方になります。特別支援学級には担任教員がいて、介助教員は担任教員の指示の下、勉強を教えることができます。介助員は勉強を教えるのではなく、日常生活の支援を行います。特別支援学級の児童・生徒が増えているということですが、令和2年度では31名であったのに対し、令和3年度は35名の予定です。特別支援学級に在籍すべき児童・生徒は、医師や児童福祉施設、学校関係者で構成する学校支援委員会において判断されます。しかし、判断されても全員が特別支援学級に行くのではなく、保護者と相談の上、普通学級に行く児童・生徒もおります。これらの状況を判断して、小・中学校合わせて22名の介助員・介助教員を計上しましたという答弁がありました。

また、さらに、スクールガードについては各学校に配置されているのか、3万5,000円の予算はどう使われているのか、そして、いじめ問題対策事業で21万4,000円とあり、報酬だと思いがとの問いに対して、スクールガードについては町内全ての学校に配属されています。令和2年度の総数は58名です。予算の3万5,000円はスクールガードの方の保険の費用になります。スクールガードの方はボランティアで行っていただいておりますので、町の予算で保険に加入させていただいております。いじめ問題対策事業の報酬については、年1回開催されるいじめ問題対策連絡協議会の報酬となっておりますとの答弁がありました。

特別支援学級の児童・生徒が令和2年度から3年度で4名増えているとのことですが、全体の児童数は減っていると思う。その数を教えてください。特別支援学級児童・生徒の比率が全国平均より高いと思いますが、把握されておりますか。また、通級制度を使用している

児童は何人おりますか。スクールガードの予算については保険金とのことですが、定年後の高齢者の方が生きがいのように子どもたちと接して活動していただいておりますが、スクールガードを引退される方に対して保険金ではなく、花束など渡してもいいのではないかと思います。どうでしょうかとの問いに、令和2年度の生徒・児童数は843人で、令和3年度は808人の見込みです。今後、児童・生徒数はどんどん減る見込みです。これに対して援助を要する児童・生徒が増えていることは事実ですが、全国平均から見てどうなのかは把握しておりません。通級制度を利用している児童・生徒数も今のところ把握しておりません。スクールガードの方には、今年度、感謝状をお渡しさせていただく予定であります。報酬的なことに対する予定はありませんが、今後、必要に応じて検討させていただきたいとの答弁がありました。

また、委員から、中学校校舎等営繕事業の三船中学校のグラウンド補修工事について、以前から水はけが悪かったので、排水管を入れて水はけをよくするのかと思います。以前、海山グラウンドの工事をしたときは、水はけがよくなったが、土が悪く、再度工事をする事になったということがありました。こういうことを考慮して、砂などを運んで工事を進め、撤去をした表面の土は新しいものにするのがよいと思うが、どうなのかとの問いに、三船中学校のグラウンドはかなり水はけが悪い状況です。グラウンドの傾斜等の状況等も悪い状況で、工事の内容はグラウンド表面の土を剥ぎ取って、水はけがよくなるように傾斜を整えていく方法となり、排水管は入れない予定です。表面の土は処分して、新しい土を入れる予定ですとの答弁がありました。

以上のとおり、学校教育課所管分について質疑を終了しました。

次に、生涯学習課所管分について、課長から詳しい追加説明の後、質疑に入りました。

健康増進施設事業分担金240万円はどのような負担金ですかとの問いに、指定管理者から健康増進施設で行われているスイミングクラブや講座などの自主事業に伴う収入の3割を分担金として納めていただいているものですとの答弁でした。

熊野古道関連事業ですが、商工観光課と生涯学習課それぞれが担当している感じで、どっちつかずと感ずることもあります。間もなく20周年を迎えます。世界遺産です。町の教育委員会として、守れるところはぜひ守っていただきたいとの問いに、地域の大切な遺産であり、世界遺産でもある熊野古道を保護、保全して後世に継承していくというのが主な目的であります。さらに、小・中学校での遠足などで学習していただき、将来につながっていく担い手の育成を目指しております。商工観光課と連携しての誘客などにも取り組んでいきたいと思

っておりますとの答弁でした。

また、委員から、多目的広場管理事業の工事請負費で、多目的広場フェンス修繕工事となっている、どこを修繕するのかとの問いに、フェンスについては多目的広場建設時に整備したものです。フェンスの基礎部分が腐食し、倒れているような状況の部分がある。今回、多目的広場フェンスの修繕工事を予算化しましたとの答弁でした。

また、国民体育大会推進事業について、いよいよ今年国体が開催されます。ソフトボール少年女子、グラウンド・ゴルフ開催日、それに伴う事業が前後にあると思いますが、生涯学習課以外の協力も必要なのかなと思います。全体的なスケジュールはとの問いに、5月に事業団ソフトボール大会をプレ大会として開催する予定です。5月末には障害者ソフトボール大会のリハーサル大会、日程は決まっておりますが、グラウンド・ゴルフのリハーサル大会を開催するため、県協会と調整しているところです。本大会の日程については、正式競技のソフトボール少年女子は9月26日、27日、28日の3日間で開催されます。会場については、赤羽公園の野球場、多目的グラウンド、チーム数は13チームで開催される予定です。グラウンド・ゴルフはその1週間前になりまして、9月18、19日の2日間で、赤羽公園の野球場、多目的グラウンド、そして赤羽小・中学校運動場を会場に、男女混合の選手12名が48チームで実施される予定です。また、全国障害者スポーツ大会のソフトボールは10月23日、24日に赤羽公園野球場と多目的グラウンドを使って開催する予定ですとの答弁がありました。

来場者管理システム、配宿業務がありますが、これは選手や監督、審判などを振り分けていくものかと思いますが、県が行うものに対して町が負担金を支払うものであるのかとの問いに、来場者管理システムについては、県が県内で行われる数々の競技に対し運用するもので、県が代表となり、市町が席数に応じて負担するもので、紀北町で実施される試合数から考えますと、5,260席を想定しております。県に申込みをしていただき、紙ベースのチケットをお求めの方に対するの発券、送料に関する負担金を計上しております。パソコンレンタル代も含まれ、合計1,150万9,000円となっております。配宿業務については、三重県が取りまとめます。三重県が業者に委託し、宿泊人数に伴う比例の負担割合、紀北町では1,050名の宿泊を想定し、その負担金が25万円、固定費が15万円、合計40万円、これらを含め負担金が190万9,000円となりますとの答弁でした。

以上のとおり、生涯学習課所管分について質疑を終了しました。

次に、水道課所管分について質疑に入り、質疑はありませんでした。

本委員会所管部分の全ての質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入りました。

全員賛成。

本案の本委員会所管部分については、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第21号 令和3年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算についての審査を行いました。

督促手数料ですが、議案7号との整合性はとの問いに、過年度分の督促料金になりますとの答弁がありました。

また、ヘルスアップ事業は新規事業だと思いますが、事業の内容はとの問いに対して、国の補助金で管理栄養士等を雇用し、一步踏み込み、訪問により勧奨を行いたいと考え、予算を計上しましたとの答弁です。

特別交付金の努力支援の説明はとの問いに、特別交付金の主なものとして、国の努力者支援制度、三重県独自の取組支援制度により交付されるものがありますが、これは特定健診の受診率、保健指導の実施率や保健事業の実績に応じ、保険者として努力したものに対して交付されるものですとの答弁がありました。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入りました。全員賛成。

本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第22号 令和3年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算についての審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入りました。全員賛成。

本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第23号 令和3年度紀北町介護サービス事業特別会計予算についての審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

議案第27号 令和3年度紀北町水道事業会計予算の審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第26号 令和3年度紀北町一般会計補正予算（第1号）の審査を行いました。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付に伴う減免の期間は何月から何月までですか、また、減免は昨年度に続き2回目だと思いますが、水道事業への影響はないのですかととの問いに、減免期間は令和3年6月分から令和4年1月分までの8か月分です。

また、水道基本料金の減収分を一般会計から同額が補てんされるので、今後の水道事業経営や計画執行への影響はございませんとの答弁がありました。

以上で質疑を終了し、討論はなく、採決に入りました。全員賛成。

原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第27号 令和3年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）の審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入りました。全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

以上で本委員会に付託されました14案件についての審査の経緯と結果の報告を終わらせていただきます。ありがとうございます。

瀧本攻議長

委員長。

近澤チヅル教育民生常任委員長

間違えましたか。

失礼いたしました。水道会計のところで、議案第24号を27号と読み誤りました。訂正をお願いいたします。失礼いたしました。

瀧本攻議長

これで各委員長からの報告を終わります。

瀧本攻議長

1時まで休憩といたします。

(午前 11時 38分)

瀧本攻議長

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時 00分)

瀧本攻議長

なお、教育民生常任委員長の近澤チヅル君から、発言の訂正の申し出がありましたので、許可いたします。

近澤チヅル君。

近澤チヅル教育民生常任委員長

すみません。午前中の私の委員長報告におきまして、読み間違いがあったので、訂正をお願いいたします。

議案第20号の令和3年度紀北町一般会計予算の住民課所管分に係る委員の質疑の中で、上里福祉会館の建物を300万円ぐらいと発言しましたが、正しくは3億円ぐらいで、読み間違いでした。失礼いたしました。

また、もう一点ございます。

生涯学習課所管分の審査記録に誤りがあると課長のほうから申入れがありました。来場者管理システムと配宿事業に関わる補助金の合計金額を1,150万9,000円と発言しましたが、正しくは150万9,000円でありましたということです。私も150万9,000円と、今、発言いたします。

以上です。ご協力をお願いいたします。

瀧本攻議長

それでは、各常任委員長報告に対する質疑を行います。

まず、総務産業常任委員会に係る案件について、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第3号 紀北町犯罪被害者等支援条例の質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第4号 紀北町臨時駐車場条例の質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第5号 紀北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑される方ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第6号 紀北町税条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第9号 紀北町森林公園オートキャンプ場条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑される方ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第10号 紀北町道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第11号 紀北町営住宅条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第12号 紀北町町民センター条例を廃止する条例の質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

瀧本攻議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第14号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結について（令和元年度分）の質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

瀧本攻議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第15号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結について（令和2年度分）の質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

瀧本攻議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第16号 令和2年度紀北町一般会計補正予算（第6号）の総務産業常任委員会に係る部分の質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

瀧本攻議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第20号 令和3年度紀北町一般会計予算の総務産業常任委員会に係る部分の質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

瀧本攻議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第25号 町民センター解体工事請負変更契約の締結についての質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

（「な し」と呼ぶ者あり）

瀧本攻議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第26号 令和3年度紀北町一般会計補正予算（第1号）の総務産業常任委員会に係る部分についての質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

瀧本攻議長

以上で、質疑を終わります。

これで総務産業常任委員会に係る案件についての委員長報告に対する質疑を終了します。

次に、教育民生常任委員会に係る案件について、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第7号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

瀧本攻議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第8号 紀北町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

瀧本攻議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第13号 紀北町老人福祉センター条例を廃止する条例の質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

瀧本攻議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第16号 令和2年度紀北町一般会計補正予算（第6号）の教育民生常任委員会に係る部分の質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

瀧本攻議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第17号 令和2年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の質疑を行います。

質疑される方ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

瀧本攻議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第18号 令和2年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

瀧本攻議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第19号 令和2年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）の質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

瀧本攻議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第20号 令和3年度紀北町一般会計予算の教育民生常任委員会に係る部分についての質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

瀧本攻議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第21号 令和3年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算の質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

瀧本攻議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第22号 令和3年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算の質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第23号 令和3年度紀北町介護サービス事業特別会計予算の質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第24号 令和3年度紀北町水道事業会計予算の質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第26号 令和3年度紀北町一般会計補正予算(第1号)の教育民生常任委員会に係る部分の質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第27号 令和3年度紀北町水道事業会計補正予算(第1号)の質疑を行います。

質疑される方ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

以上で、質疑を終わります。

これで教育民生常任委員会に係る案件についての委員長報告に対する質疑を終了します。

日程第 3

瀧本攻議長

これより各議案の討論、採決に入ります。

まず、日程第 3 議案第 3 号 紀北町犯罪被害者等支援条例を議題といたします。
討論を行います。

まず、原案に反対討論される方ございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

次に、原案に賛成討論される方ございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第 3 議案第 3 号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手
をお願いいたします。

(全 員 挙 手)

瀧本攻議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 4

瀧本攻議長

次に、日程第 4 議案第 4 号 紀北町臨時駐車場条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

原案に賛成討論される方ありませんか。

4番 岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

紀北町臨時駐車場条例に賛成の立場で討論に入ります。

先日、現地の人々の声を聞き取りしたところ、昨年も一部では車の騒音や河川へのごみの散乱が見られるほか、トイレ以外でのふん便の汚染などが見られたとのことでありました。幼い頃から銚子川に慣れ親しんできた私から見ると、上流の魚飛や中流域の平尾などでなく、銚子川下流には国道42号線のすぐそばに、まいこみや水神さんと呼んでいる水がきれいな場所があり、河川敷には大きく広がる無料駐車場やあるいは隣のグラウンドには24時間開放されている無料トイレなどが整備されています。むしろ上流の魚飛などよりはよほど遊泳に適していると思います。県内外から訪れる遊泳客にこの銚子川下流の快適な場所に楽しんでいただけるよう、ここ数年、遠くからのお客さんへのPRも執行部等によりましてされてきました。その効果もあり、昨年見たところ遊泳客は増えつつあります。

しかし、まだまだ十分に下流域は余裕が見られます。本条例の駐車場の有料化により、路上駐車等に対する警備費用や河川のごみ清掃、トイレの清掃管理の費用が捻出されるとともに、混雑する遊泳客を下流の遊泳の適地に誘導することにもつながります。遊泳客の皆さんも駐車場等の駐車に気を遣わず、ゆっくり楽しんでいただけるようにもなると思います。また、上流への車の通行が減ることで、騒音など迷惑を受けていた木津地区など周辺的生活環境も随分改善されることが期待されます。

条例には不確定なところも見られ、当初は多少のトラブルは発生することだと予想されます。しかし、施行しなければ分からない点も多く、完璧な条例を初めからつくろうとすると、いつまでも条例ができないことにつながると思います。欠陥のない条例、規則をつくることは必要ではあります。しかし、本条例は、課題をあぶり出し、改善に向けて走りながら考えてもよい事例だと思います。よりよいものに進化させていくべき条例だと考えています。なお、今後、収益が上がることになりましたら、現在、権兵衛の里駐車場は夜間が閉鎖していますが、夜間の開放やとか、あるいは有料駐車場の夜間開放などにもつなげていただければ大変ありがたいと思っております。

以上のことから、議員の皆様にも本条例に賛同していただけるようお願い申し上げます。ありがとうございました。

瀧本攻議長

原案に賛成討論される方ございませんか。

2番 田島明良君。

2番 田島明良議員

私は、議案第4号 紀北町臨時駐車場条例に賛成の立場で討論を述べさせていただきます。本会議に上程された時点で、執行部の丁寧な説明がなされておりませんでした。また、4月8日の総務産業常任委員会で否決されたことを知り、どうしてこのような単純な条例案が否決されたということは、先ほども申し上げたように、全議員に理解してもらえるような真摯な説明でなければなりません。再度、常任委員会を開き再審査を行うことなど、異常としか思えません。だからといって、本会議で否決されたら、町の税金が出ていくばかりで、入ってくるべき駐車場収入665万円が入らなかったら、何年も前から言い続けてきたことがこのような形で成立できませんでは、それこそ紀北町の恥と呼ばなければなりません。執行部の取組み姿勢で、成立すべきものができませんでしたでは済まされません。私は、執行部を叱咤激励する意味で、この条例案を賛成したいと思います。皆様のご賛同をよろしくお願ひします。

以上をもちまして、私の賛成討論を終わります。

瀧本攻議長

田島議員。

3月8日のところを4月8日って、日にちを4月8日と言ったもので、3月8日に訂正してください。

2番 田島明良議員

常任委員会の日付、間違えました。4月8日ではなく、3月8日でした。ごめんなさい。失礼します。

瀧本攻議長

ほかに賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第4 議案第4号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

瀧本攻議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第5

瀧本攻議長

次に、日程第5 議案第5号 紀北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

次に、原案に賛成討論される方ありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第5 議案第5号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(多 数 挙 手)

瀧本攻議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第6

瀧本攻議長

次に、日程第6 議案第6号 紀北町税条例の一部を改正する条例を議題とします。
討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第6 議案第6号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手
をお願いします。

(全 員 挙 手)

瀧本攻議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第7

瀧本攻議長

次に、日程第7 議案第7号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第7 議案第7号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全 員 挙 手)

瀧本攻議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第8

瀧本攻議長

次に、日程第8 議案第8号 紀北町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第8 議案第8号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全 員 挙 手)

瀧本攻議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第9

瀧本攻議長

次に、日程第9 議案第9号 紀北町森林公園オートキャンプ場条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第9 議案第9号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全 員 挙 手)

瀧本攻議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第10

瀧本攻議長

次に、日程第10 議案第10号 紀北町道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

原案に反対討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

原案に賛成討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第10 議案第10号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全 員 挙 手)

瀧本攻議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第11

瀧本攻議長

次に、日程第11 議案第11号 紀北町営住宅条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第11 議案第11号について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を
お願いします。

(全 員 挙 手)

瀧本攻議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第12

瀧本攻議長

次に、日程第12 議案第12号 紀北町町民センター条例を廃止する条例を議題といたします。

まず、討論を行います。

原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第12 議案第12号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全 員 挙 手)

瀧本攻議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第13

瀧本攻議長

次に、日程第13 議案第13号 紀北町老人福祉センター条例を廃止する条例を議題といたします。

まず、討論を行います。

原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第13 議案第13号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全 員 挙 手)

瀧本攻議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第14

瀧本攻議長

次に、日程第14 議案第14号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結について（令和元年度分）を議題といたします。

討論を行います。

原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第14 議案第14号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全 員 挙 手)

瀧本攻議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第15

瀧本攻議長

次に、日程第15 議案第15号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結について（令和2年度分）を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

賛成討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第15 議案第15号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全 員 挙 手)

瀧本攻議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第16

瀧本攻議長

次に、日程第16 議案第16号 令和2年度紀北町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

11番 近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

議案第16号 令和2年度紀北町一般会計補正予算（第6号）の反対討論を行います。

1つは、償還金475万4,000円です。これは町民センターを解体したために発生したものです。平成19年に町民センターの耐震工事を行い、そのとき活用した国の補助金694万8,560円のうち、償還できなかつた475万4,000円です。その期間は38年間で、12年間分しか償還できませんでした。24年間、全体として3分の2の期間が残っているのに、解体したことになりました。コロナ禍で少しでも広く多く避難所が必要なときに、指定避難所を壊しました。その代償が皮肉にも避難所を強化するために国からお金を借り、まだ返済が3分の2、24年間分残ってしまったことになりました。信じられないお金の使い方です。解体により、県からお金がたくさん入ってくるから、少しぐらいの出費は目をつぶるのかと考えたのでしょうか。理解に苦しみます。

その上、この避難所、解体すること、3階部分については、1階部分の解体のお話は、説明会はありましたが、お隣の住民に3階部分についての解体はお知らせがありませんでした。解体で一番生活に支障がかかる住民に知らせませんでした。新聞を見てびっくりなさったようです。さらに、地元自治会にも知らせなかつたので、自治会は慌てて町に要望書を出しました。この要望書についても、住民の代表である私たち議会の議員にも知らされることはありませんでした。住民と共に住民目線で現場を重視すると町長は所信表明の中でおっしゃっておられます。一番近くの隣の住民にも、一番近くの自治会にも知らされず、これが現場を

重視することなのでしょうか。認めることができません。

もう一点は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金816万8,000円です。これは国の1次、2次の交付金のコロナ対策費を精算して残った分を自治体に配分があった部分です。国と同じように当然、町も直接町民に返さなくてはならないと私は思います。コロナ対策の町の経費に使用するものです。これも住民目線で理解できません。町の対策、1次、2次の21事業などの清算金も4,917万7,000円ありました。本来、コロナ対策に使用するのが住民目線だと私は思います。

以上、議員各位の賛同をお願いし、私の反対討論を終わります。

瀧本攻議長

次に、原案に賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

次に、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第16 議案第16号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(多 数 挙 手)

瀧本攻議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第17

瀧本攻議長

次に、日程第17 議案第17号 令和2年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

瀧本攻議長

賛成討論される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

瀧本攻議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第17 議案第17号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

瀧本攻議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第18

瀧本攻議長

次に、日程第18 議案第18号 令和2年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

瀧本攻議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りをいたします。

日程第18 議案第18号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全 員 挙 手)

瀧本攻議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第19

瀧本攻議長

次に、日程第19 議案第19号 令和2年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

討論を行います。

原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第19 議案第19号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全 員 挙 手)

瀧本攻議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第20

瀧本攻議長

次に、日程第20 議案第20号 令和3年度紀北町一般会計予算を議題といたします。

討論を行います。

原案に反対討論される方はありませんか。

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

議案第20号 令和3年度紀北町一般会計予算の反対討論を行います。

何よりも大切なのは、政治への信頼です。信頼に不安を覚えることが今年から行われようとしております。町長が行う人事評価、課長の評価を今年から勤勉手当に反映させることです。人が人をどう評価するのか、とても難しいことです。その上、評価する人と評価される人が上下関係です。どういうことが起こるのかは目に見えています。国会でも起きていることを悲しんでおられません。住民サービスを行う町長の手足となる紀北町の頭脳最先端の人々をこういう状況に陥らせ、町の発展は望まれません。そして、人件費の合計に差がないということです。上がる人と下がる人の金額が同じということです。私は恐ろしいことだと思います。大都市ではいざ知らず、17人しかいない中で何が始まろうとしているのか、お金で行政がゆがめられるのではないかと心配が深まっています。笑顔で元気でと言いますが、笑顔で元気でおられません。負の東紀州の先端を走らないでほしいと思います。

これは全国で、国が地方自治体に求めていることです。私もインターネットで見ましたが、全市町村の記録が、北の北海道から南の九州まで、全市町村の人事評価の状況が○×で表さ

れておりました。これは三重県の方です。私がインターネットで取りました。このようなことを国が地方自治体に強制をしております。そして、勤勉手当を管理職にしたら国の評価が〇になるんです。こういうことを国が迫っております。このような町長の立場も分かりますが、国の悪政に対して防波堤になるのが地方自治体の役目だと思います。今年からしなければならぬ理由はどこにもありません。

そして、会計年度任用職員の5年に一度のテストも廃止し、職員の皆さんみんなが元気に働くことが、この当初予算100億円を完全遂行することになることに、私はつながると思います。そのような思いで、今回の予算、住民サービス拡充を見通せることができません。そのことを申し上げまして、私の反対討論とさせていただきます。

瀧本攻議長

原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第20 議案第20号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(多 数 挙 手)

瀧本攻議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第21

瀧本攻議長

次に、日程第21 議案第21号 令和3年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

まず、討論を行います。

原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第21 議案第21号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(全 員 挙 手)

瀧本攻議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第22

瀧本攻議長

次に、日程第22 議案第22号 令和3年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第22 議案第22号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(多 数 挙 手)

瀧本攻議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第23

瀧本攻議長

次に、日程第23 議案第23号 令和3年度紀北町介護サービス事業特別会計予算を議題といたします。

討論を行います。

原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第23 議案第23号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全 員 挙 手)

瀧本攻議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第24

瀧本攻議長

次に、日程第24 議案第24号 令和3年度紀北町水道事業会計予算を議題といたします。
討論を行います。

原案に反対討論される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

賛成討論される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第24 議案第24号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全 員 挙 手)

瀧本攻議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第25

瀧本攻議長

次に、日程第25 議案第25号 町民センター解体工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

討論を行います。

原案に反対討論される方はありますか。

柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

3番 柴田洋巳です。

議案第25号 町民センター解体工事請負変更契約の締結に反対する討論を行います。

この事業にはよくない出来事がたくさん発生しております。まず、現場が海山総合支所の目の前であったが、誰も気がつかなかった。建設課の技術力の低下と尾上町長の議会軽視が複合的に絡んだと、総合的には紀北町のたがが緩んでいると思えます。具体的に述べます。

1つ、令和2年度当初予算の1億234万円が半分の5,000万円に修正されました。この理由は、ご存じだと思いますけれども、1階にホールがあります。ホールの空間の解体工事概算見積りが大きく間違っていると財政課長が議会で説明しております。そのとき、私そうかなと思ったんですけれども、今にして思うと、1階ホールの吹き抜けだけで全体工事費の半分、5,000万円の見積りミスはあり得ません。組織上の欠陥と技術力に根本的に問題があるように思います。その一つの例として、図書室が移転する老人センター改修も問題が発生していると言われております。そのほかにもいろいろあるんでしょう。私は、そういうことで、技術力が低下している、それから組織上の問題があると、そういうことで悔いることが1点です。

2つ目、町民センターを避難場所として残してほしいと渡利地区の役員と近隣住民の要望がありました。これを解決しないで解体に入ったこと。また、先ほど近澤議員が言っておりましたが、建物の耐用年数がまだ残っていたと、こういうこともあんまりはっきりしていなかったと。

3つ目、解体工事入札で地元の優良会社が入札予定最低価格以下で失格しました。この会社がこの解体工事を請け負っていたら、どうであったかと。そういう残念なことも私はあったと思います。

4つ目、昨年11月、解体工事請負契約締結をこの議会で求めたとき、私は経験上、隣接住民への振動、騒音、ほか4項目のアドバイスをこの席でしました。そのことに対して特記仕様書がどうなっているのかと、そういう問いかけもしたんですけれども、財政課のほうでは、特記仕様書に柴田さんが言っているようなことはちゃんと書いてありますよと。その答弁の内容も、今は私、手元にございますけれども、それで、そうだったら、じゃ問題ないなど、そういうことで私はそれ以上の質問をしなかったと。

5つ目、税込み719万円、工事費全体の金額に対する14%の増額変更であります。先日この議会でその変更を求めたときの提出資料が、技術的、あるいは図面や写真は一切提示されなかったと、提示されたのは事務的なことをちょこっと書いたA4、2枚の資料でした。これで議会で議決を求めると、これは先ほど来、申ししておりますように議会軽視そのものです。

6つ目、3月7日、同僚議員と現場視察をした後、お隣の人にお会いしました。大変穏やかな話をされた中で苦情もございました。その苦情2つございまして、1つは工事中は振動、騒音がすごく、家におれなかったと。2つ目は町民センター解体は地域住民の要望であったが、これを無視されたと。この2つが複合的に重なって、倍、3倍ぐらいの気持ちになったんじゃないかとそういうふうに私は感じました。もう一つは、工事を止めるようなそんな過激な人ではないと、私がお目にかかっているいろいろ話している中でそういう感じたんですけれども、あの方が工事を止めるまでの言い方をしたのか、私は全く理解できません。

7つ、その後、現場を見た後、次の次の日、水谷財政課長と中場副町長に、工事を中断して業者と協議すべきだと思つて電話でアドバイスしました。ところが、719万円の追加で全て解決するので余計な心配はご無用と言わんばかりのご返事でした。私はそのとき思ったんですけれども、中場副町長は、役場が使うお金、これは全町民のお金であるということをおぼれてしまっているんじゃないかなと、そういうふうな感じを受けました。また、そのときに感じたんですけれども、お隣の方の2つの苦情については、誠心誠意お話しすれば、719万円の支出をしなくても、解決の道が開けたんじゃないだろうかと、私はコンサルタントにいて、こういう経験は何回もしていますので、そういう経験から私は今、申し上げました。

いずれにしてもなぜこのような事件に発展したのか、私にはさっぱり理解できません。こ

の現状を長年の友人であります元役人と、それから建築設計事務所にいる友人に聞いたんですけれども、とにかく解体は振動、騒音を阻止する、これは絶対の条件です。それでもトラブルが発生した場合は迷惑料を受け取っていただく、これは迷惑料を払うという気持ちではなくて受け取っていただくと、そういう気持ちがないと理解していただけないと。要するにこういう原因をやっぱり紀北町がしっかり受け止め理解した上で、その上で解決の方法を決定する。私はこういう作業を経ないで、今、工事契約変更をすることに、私は反対しております。

以上、私の反対理由にご理解をいただければ、ご賛同くだされば、町が、町民が助かると思います。

以上でございます。

瀧本攻議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

入江康仁君。

12番 入江康仁議員

それでは、議案第25号 町民センター解体工事請負変更契約の締結についての賛成討論を行います。

私は、3月5日のこの議案第25号に対しての質疑において、異議を申しました。それは請負変更契約の原因は基礎部分のセメント部分の厚さと大きさによるものという説明でありました。その部分を解体、掘削するためには多大な騒音、特に振動が想定していたよりも大きなものが発生し、近隣住民の皆様迷惑をかけるためという説明でありました。私は、その説明の中で、それはおかしい、解体に騒音は付き物である旨の発言をいたしました。解体主が公共であるから、近隣の住民が痛いほど言っているのではないかという旨の発言もいたしました。また、解体主が民間同士であれば通用しない旨の発言もしました。

しかし、私は、その後の聞き取りで、私の重大な誤った発言に気づかされました。私は解体に対しての認識が甘かった。解体についての問題は騒音らしいと考えていました。しかし、変更契約の説明にもあったと思うが、振動の部分についての認識は私自身、無に等しく、反省する次第であります。今回の請負変更契約も、騒音もさることながら、主な原因は振動であった旨の説明を聞き逃した私のミスであり、重大な失言でありました。この重大な失言により、解体工事現場の町民センター近隣の皆様にも苦痛と嫌な思いをさせたことに深くおわびを申し上げます。また、紀北町町民の皆様にも深くおわびを申し上げます。本当にすみませ

んでした。

そして、今回の私の反省を含め、私の思ったことを担当課の皆さん、また町職員の方々に一言申し上げたい。今回のような大規模な解体工事に関しては、思いのほか大きな問題が生じることは多々あります。今回のような問題もそうであります。このような問題を起こさないためにも、立案、計画からもっと住民に寄り添った形の中での立案、計画に当たっていただきたい。そうすることで今回のような問題も回避できたように思います。また、想定外の問題には想定外と単に処理せず、想定外に対処できるような想定議論も必要ではないかと考えます。これこそが尾上町長の公約である住民目線、住民と共に当てはまるものではないでしょうか。

そして、もう一つ、私の誤った重大発言で担当課である建設課長の宮原課長、また海山支所の植地支所長にも多大な迷惑をかけたことにおわびを申し上げます。本当にどうもすみませんでした。このお二方は、現在もそうではありますが、解体工事が始まってからは近隣住民の皆さんとの話し合い、苦情に対しての解決に向かって大変な苦勞、また気苦勞をしたと聞いております。そのようなことも分からず、私の誤った発言により嫌な思いをさせたことに深くおわびを申し上げます。本当にすみませんでした。

また、偶然にもこの問題でご尽力いただいたお二人は今期で定年退職と聞きます。そのためにも、私も発言の非は非として認め謝罪し、この解体工事の立て役者としての宮原課長、植地支所長には堂々と3月31日を迎えていただき、職員からお見送りを受けていただきたいと思っております。また、お二人のはなむけのためにも、この議案第25号 町民センター解体工事請負変更契約の締結については、議員の皆様の方の全員の賛同を得て可決をお願いいたすものでありましたが、ただいま反対討論が1人おりましたので、これはちょっと達成することはできませんでした。

これで、私の議案第25号 町民センター解体工事請負変更契約の締結についての賛成討論といたします。

瀧本攻議長

次に、反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

次に、賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第25 議案第25号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(多 数 挙 手)

瀧本攻議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第26

瀧本攻議長

次に、日程第26 議案第26号 令和3年度紀北町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

3番 柴田洋巳です。

議案26号、地方創生臨時交付金、がんばろう商品券事業に反対する討論を行います。

昨年、政府が国民一人一人に10万円を支給しました。その後、紀北町が地方創生臨時交付金を活用して、1家庭1万円の商品券の支給と水道料基本料金6か月を無料にいたしました。これらの支給、支援に並行して、政府や県が子どもを持つ親や様々な業種の事業主へ支援を行ってまいりました。これまで政府がコロナ支援に使ったお金は30兆円を超えたそうでございます。

このことはさておき、このたび紀北町が第3次地方創生臨時交付金を活用して、町民一人

一人に1万円のがんばろう商品券事業を提案しましたが、この事業の予算説明を聞き、私は2つの理由で反対しました。1つ、我々町議会議員や役場職員の皆様はコロナで給料は減っていません。精神的にも働き方においてもあまり困っていません。本当に困っている人に支給すべきであると思います。あと1つは、ばらまきはやめるべきです。

以上の2つの理由で、改めて本日、反対をいたします。同時に、私の政治信条は、反対するときは理由と代案を出すことでありますので、私が建築設計事務所にいた業務の言い方で言いますと、基本構想のようなレベルの代案を提案いたします。ご理解くださいますようお願いいたします。申し上げます。

先ほど申しあげましたように、政府がコロナ対策で30兆円以上を支出し、県も、紀北町も自己財源で独自の支援を行ってまいりましたが、コロナの収束は見えず、生活不安や事業経営で困っている町民はたくさんおられると思います。この現状、現実を一番よく知っているのは、日々住民や事業主、あるいは諸団体と接触している住民課、福祉保健課、商工観光課、農林水産課、教育委員会、学校教育課の皆さんです。1億6,000万円の支援の方法をこの課を代表する人たちで3案ぐらいつくっていただいて、そして我々の議場に、議員に提案していただくと、こういうことを私提案いたします。

最後に一言申し添えます。我々議員と行政職員は、常に知恵と経験と情熱とエネルギーを出し切って、住民の生活、保健、生命、財産を守ることが使命であると思います。こういう熱い気持ちでこの提案をさせていただきました。

以上でございます。

瀧本攻議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

次に、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第26 議案第26号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手

をお願いいたします。

(多 数 挙 手)

瀧本攻議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第27

瀧本攻議長

次に、日程第27 議案第27号 令和3年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第27 議案第27号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(全 員 挙 手)

瀧本攻議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

瀧本攻議長

以上で、本日の日程は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

ここで、尾上町長から発言の申し出を受けておりますので、許可いたします。

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、3月議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る3月4日に開会されました本定例会では、令和3年度当初予算ほか諸議案につきまして、本日まで終始熱心にご審議をいただきまして、全議案を原案どおりご可決いただき、誠にありがとうございました。

さて、春の気配が感じられる季節となり、あと2週間余りで新年度を迎えることとなりますが、新型コロナウイルス感染症が収束を見せない中、引き続き町民の皆様への感染防止対策、町内の経済対策など、今後も効果的に実施してまいりたいと考えております。

また、感染対策の決め手となるワクチン接種につきましては、国・県と連携を密にしながら職員一丸となり、万全な体制で進めてまいります。

令和3年度は、私の町長就任3期目の最終年度となります。現場を重視するとともに、時代に合わせた変化を重ね、常に思いやりの心を持ち、日々気づきと改善を念頭に置きながら、町政のかじ取り役を担わせていただきたいと考えております。

町の目指すべき将来像である「みんなが元気！紀北町～豊かな自然、にぎわいと笑顔があふれるまち～」の実現に向け、人・地域・産業や各種団体・活動などの全てが元気になる施策を推進し、「健康は笑顔をつくり、幸福の基礎となる」の下、「生涯現役で元気に暮らせるまちづくり」に向け、職員と共にワンチームで諸事努力してまいり所存でございます。

また、本定例会で議員の皆様方からいただきましたご指摘やご提案を考慮しながら、山積する行政課題を着実に解決していきたいと考えておりますので、より一層のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、町民の皆様並びに議員の皆様のご健勝をお祈り申し上げて、閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

瀧本攻議長

令和3年3月の紀北町議会の定例会を閉会いたします。

本年度退職される宮原俊也建設課長、植地俊文海山総合支所長、本当にお疲れさんでございました。議員で拍手で送りたいと思いますので、よろしくお願ひします。ご兩名につきましては、今後においても健康に十分留意され、ますますご活躍を祈念して申し上げたいと思ひます。それぞれの立場で、ご指導、ご協力を賜りますようお願いいたします。ありがとうございました。

(午後 2時 17分)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

令和 3年 6月 8日

紀北町議会議長 瀧本 攻

紀北町議会議員 柴田洋巳

紀北町議会議員 岡村哲雄